

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000171号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000074号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月13日の標準賞与額を56万9,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月13日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成25年分の賞与通知書(7月・12月)、平成25年7月に係る賞与明細書及び預金通帳、課税庁から提出された請求期間に係る給与支払報告書、A社が委託していた社会保険労務士法人から提出された賃金台帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間にA社から56万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、57万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、平成25年12月に係る賞与通知書により確認できる賞与の支払額から、56万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000163号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000073号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

A社を昭和61年8月31日に退職したので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年9月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に係る人事記録を提出し、請求者の退職日は昭和61年8月30日である旨回答している上、複数の同僚に照会を行ったものの、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答又は陳述は得られず、請求者の請求期間における勤務について確認することができない。

また、厚生年金保険法第14条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、上述の人事記録により確認できる退職年月日及び雇用保険記録により確認できる離職年月日は、いずれも昭和61年8月30日とされており、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日(昭和61年8月31日)と符合している。

さらに、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失年月日はオンライン記録と同日の昭和61年8月31日と記載され、不自然な訂正等の形跡は見当たらない上、請求者が所持するB厚生年金基金の加入員証及び企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)により確認できる加入員資格喪失年月日は、いずれも昭和61年8月31日とされており、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日と一致している。

加えて、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かについては資料がなく不明である旨回答している上、請求者も請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。